



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

【フラット35】子育てプラス Q&A

●【フラット35】子育てプラスは令和6年2月13日以降の資金受取分から適用します。

Q1 利用できるこどもの要件は？

- A. 申込みご本人または連帯債務者の子または孫のうち、借入申込年度の4月1日時点の年齢が18歳未満※の実子、養子、継子及び孫をいい、胎児を含みます。孫に限り、申込みご本人と同居することが必要です。

※借入申込年度が令和5年度の場合は、生年月日が平成17（2005）年4月2日以後の方が対象です。

Q2 利用できる若年夫婦の要件は？

- A. 申込みご本人または連帯債務者が借入申込時点で夫婦関係にあり、夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日時点で40歳未満※であることが要件です。夫婦関係は法律婚、同性パートナー、事実婚の関係をいいます。なお、婚約状態の方は対象外です。

※借入申込年度が令和5年度の場合は、生年月日が昭和58（1983）年4月2日以後の方が対象です。

Q3 資金使途は？

- A. 申込みご本人が自ら居住する住宅、セカンドハウスとして居住する住宅または親族が居住（※）する住宅を建設・購入する場合が対象です。

※親族が居住する場合は、融資対象住宅に入居する方がこども（Q1ご参照）を有するまたは若年夫婦（Q2ご参照）に該当し、かつ、連帯債務者となるときのみご利用いただけます。

Q4 借換えにも利用できますか？

- A. 借換融資にはご利用いただけません。

Q5 【フラット20】や【フラット50】でも利用できますか？

- A. ご利用いただけます。

【フラット35】子育てプラスの具体的な適用事例は次ページをご確認ください

お問い合わせ先（お客さまコールセンター）

0120-0860-35

通話
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）。
営業時間 9:00～17:00
ご利用いただけない場合は、Tel.048-615-0420へ（有料）

【フラット35】及び【フラット35】子育てプラス
について詳しくはこちら



【フラット35】サイト
www.flat35.com



【フラット35】子育てプラス
トピックスページ



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

A. 次のケースをご確認ください。

なお、【フラット35】子育てプラスの利用要件を満たす場合であっても、取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によってはご希望にそえないことがあります。あらかじめご了承ください。

区分	No	ケース	【フラット35】子育てプラスの利用可否
子どもを有する場合	①	借入申込時点はこどもが1人だったが、資金実行時※までに2人目を妊娠した場合は？	こどもが2人としてご利用いただけます。
	②	借入申込時点で同居していたこどもが、資金実行時※前に全寮制学校へ入学し寮で生活することになった場合は？	ご利用いただけます。 (同居は必要ありません。)
	③	申込人が単身赴任中で、別居の配偶者とこども2人がいる場合は？	ご利用いただけます。
	④	借入申込時点にこどもがいたが、不慮の事故で資金実行時前に亡くなった場合は？	借入申込時点のお申出内容でご利用いただけます。
	⑤	借入申込時点でこどもがすでに就職し、給与を得ている場合は？	借入申込年度の4月1日時点で利用要件を満たすこどもであった場合は、ご利用いただけます。
	⑥	永住許可のある外国籍の申込人の外国籍のこどもが、外国に住んでいる場合は？	ご利用いただけません。 (住民票等の日本の公的資料によるこどもがいることの確認ができないため。)
	⑦	借入申込時点では未婚でこどもが3人いたが、資金実行時※までの間に婚姻し、その相手にこどもが1人いる場合は？	こどもが4人としてご利用いただけます。
	⑧	⑦のケースで、資金実行時※までに婚姻にいたらない場合は？	こどもが3人としてご利用いただけます。 なお、事実婚である場合は、こどもが4人としてご利用いただけます。
	⑨	申込人(45歳)が親族居住用(親入居)として【フラット35】を利用して申込人の親(70歳)が住むための住宅を建て、そこに申込人のこども(16歳)が居住する場合は？	ご利用いただけません。 (居住する親族(親)が連帯債務者でないため。申込人の親が連帯債務者となる場合はご利用いただけます(孫同居と取り扱います。)。)
	⑩	申込人(65歳)が親族居住用(子入居)として【フラット35】を利用し、申込人のこども(40歳)と孫(16歳)が住むための家を建てる場合は？	ご利用いただけません。 (居住する親族(子)が連帯債務者でないため。申込人のこども(40歳)が連帯債務者となる場合はご利用いただけます。)
若年夫婦である場合	⑪	申込人(35歳)が独身で借入申込みを行っていたが、資金実行時※までに婚姻した場合は？	ご利用いただけます。
	⑫	借入申込時点で40歳の申込人(配偶者あり)が、借入申込年度の4月1日時点では39歳だった場合は？	ご利用いただけます。
	⑬	夫婦2名で借入申込み(連帯債務)をする必要はあるか？	必要ありません。
	⑭	借入申込時点は39歳で婚姻関係にあった夫婦が、資金実行時※までに離婚した場合は？	借入申込時点のお申出内容でご利用いただけます。

※ 金融機関が資金実行日、融資金利などを登録する手続日をいいます。

(注1) 【フラット35】子育てプラス利用可否の確認資料として、住民票(世帯票)、母子手帳、戸籍謄本等のご提出をいただきます。

(注2) 借入申込後にこどもが増える等、申込内容が変更になる場合はお申込みの金融機関にご相談ください。